

平成12年3月22日
原子力安全対策課
(11-159)
(11時30分資料配布)

高速増殖原型炉もんじゅに係る福井地裁判決について
(知事談話)

本日、福井地方裁判所は、高速増殖炉もんじゅに係る行政訴訟・民事訴訟について、判決を言い渡した。

県としては、この判決について論ずる立場にはないが、今後の推移を見守ってまいりたい。

「もんじゅ」については、現在、国において策定作業が進められている原子力長期計画の中で、「もんじゅ」を含めた高速増殖炉開発の位置付けを明確にし、これに対する国民合意の形成を図ることが何よりも重要であると考えている。

原子力行政は、国の一元的責任のもとでされるものであるが、今後とも、原子力発電所の安全確保を最優先に、県民の立場に立って厳正に対処してまいりたい。